

策定：平成29年10月4日

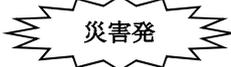
初版

うるま市社協災害対応マニュアル

社会福祉法人 うるま市社会福祉協議会

うるま市社会福祉協議会

災害発生時の業務の流れ				
震度 5 弱 又は災害 の発生が 予想され る場合	準備 体制	総務課	地域福祉課	在宅福祉福祉課 介護保険事業所 地域生活支援センター
		第一配備 準備体制 (P2)	勤務中 総務課：情報の収集・分析 (通常業務)	
			勤務外 事務局長、総務課 情報の収集・分析 (自宅待機)	



震度 5 強 以上、相 当規模の 災害が発 生した場 合 ～数時間 ～24 時間 ～72 時間	災害 時 初 動 体 制	勤務中・勤務外 避難誘導				
		第二配備 ・非常体制 (P3) 職員安否確認 ・職員参集 (P4)	勤務中・勤務外 情報の収集・分析			
			本所・支所利用者安否確認	福祉サービス利用者安否確認		
			避難支援	帰宅支援		
				被害状況の確認		
				被害状況・利用者情報の整理		
				社協災害対策本部の設置・災害対策本部会議の開催 (P7)		
				各種関係機関への支援の要請		
				災害ボランティアセンター 開設に向けての準備 (P9)		福祉サービス利用者の優先順位 とサービスの提供準備
		復興期	災害 復 旧 支 援 体 制 平常 体制	災害ボランティアセンター		社協災害対策本部 社協業務 (福祉サービス)
<p align="center">災害ボランティアセンターの設置・運営 (P9)</p> <table border="0"> <tr> <td align="center"> =災害ボランティアセンターの運営= ・センターの会計・運営・管理 ・被災者ニーズの把握・受付 ・ボランティアの募集・受付 ・活動資材の受付 ・情報収集、マッチングなど </td> <td align="center"> =社協業務の運営= ・社協業務の会計・運営・管理 ・社協災害対策本部会議の調整 ・福祉サービスの実施 介護保険事業所、地域生 活支援センター、権利擁 護センターなど </td> </tr> </table>				=災害ボランティアセンターの運営= ・センターの会計・運営・管理 ・被災者ニーズの把握・受付 ・ボランティアの募集・受付 ・活動資材の受付 ・情報収集、マッチングなど	=社協業務の運営= ・社協業務の会計・運営・管理 ・社協災害対策本部会議の調整 ・福祉サービスの実施 介護保険事業所、地域生 活支援センター、権利擁 護センターなど	
=災害ボランティアセンターの運営= ・センターの会計・運営・管理 ・被災者ニーズの把握・受付 ・ボランティアの募集・受付 ・活動資材の受付 ・情報収集、マッチングなど	=社協業務の運営= ・社協業務の会計・運営・管理 ・社協災害対策本部会議の調整 ・福祉サービスの実施 介護保険事業所、地域生 活支援センター、権利擁 護センターなど					

災害ボランティアセンターの閉鎖、災害対策本部の解散
通常業務への移行

うるま市社協災害対応マニュアル

目 次

第1章 災害時におけるうるま市社会福祉協議会の役割

1. 社会福祉協議会が災害救援活動に取り組む理由	1
2. 災害時における社会福祉協議会の役割	
3. 社会福祉協議会の平常時の備え	
4. 防災点検10項目	2
5. 災害時の職員配備体制について	
6. 召集場所と方法	4

第2章 うるま市で想定される災害

1. 災害の想定	5
----------	---

第3章 うるま市社会福祉協議会災害対策本部の設置

1. 目的	7
2. マニュアルを適用する災害について	
3. 市災害対策本部の設置及び解散について	
4. 市社協災害対策本部の組織と各部の役割	
5. 沖縄県社会福祉協議会等への支援要請	8

第4章 災害ボランティアセンターの設置・運営

1. 目的	9
2. 災害ボランティアセンターの設置	
3. 設置場所	
4. 災害ボランティアセンターの組織	
5. 災害ボランティアセンター各班の役割	10
6. 災害ボランティアセンターの運営	11

資 料

(別表1) 市社協災害対策本部の組織と各部の役割	13
(別表2) 役職員の緊急連絡網	14

様式集

第1章 災害時におけるうるま市社会福祉協議会の役割

1. 社会福祉協議会が災害救援活動に取り組む理由

近年、地震や豪雨などによる自然災害が国内外で頻繁に発生し、多くの住民が被害を受け、日常生活を取り戻すための多くの課題があり、地域社会の復興にも長い時間を要しています。これまで経験したことがないような災害は、全国各地どこで発生するかわからない状況で、沖縄県においても体感しない地震は頻回に起こっているとされており、台風による風水害は最も身近な災害です。

大きな災害が発生した場合に、被災した人々の支援にボランティア活動が大きな役割を果たしてきました。その拠点となっているのが災害ボランティアセンターです。災害ボランティアセンターの多くは地元の社会福祉協議会と関係機関、支援者などの協働で設置されています。

被災地は大きな混乱の中「公助、共助、自助」が低下するため、支援のために多くのボランティアが駆けつけ、被災者のニーズに応え、一日でも早い復興を被災者と共に目指して取り組んでいきますが、社会福祉協議会は災害時に住民の生活課題や復興の課題に正面から向き合い、被災者ニーズをボランティア活動につなぐ総合調整を行っています。社会福祉協議会は本来、誰もが安心して暮らせるよう、地域の課題に目を向け、その解決に取り組む役割を担っており、地域住民と共に活動に取り組んできました。このような活動の延長線上に災害救援活動があると考えています。

2. 災害時における社会福祉協議会の役割

- (1) 行政や地域の様々な関係機関や団体とのネットワークを活用した支援
- (2) 災害ボランティアセンター機能を活かしたインフォーマルな支援体制の構築
- (3) 生活再建に向けての支援
- (4) 被災後の暮らしの福祉ニーズに対応した柔軟な支援

3. 社会福祉協議会の平常時の備え

災害はいつ発生するか予測が難しいものであり、災害時に必要な支援活動が行えるかどうかは平常時からの地道な取り組みが必要です。

災害時には住民全員が何らかの支援が必要な状態になると予想されるため、平常時から福祉ニーズを持つ高齢者や障がい者は、より困難な状況に置かれることが考えられます。

社会福祉協議会は、日頃から自治会、民生委員・児童委員、地域の見守り活動団体、福祉サービス事業所、相談支援機関とのネットワークづくりを行い、要援護者の把握と支援体制を構築するとともに、住民の防災意識の普及・啓発を図っていきます。

また、職員に災害時の初動体制や行動について周知徹底し、日常業務の中で実践するとともに、必要な機材整備に取り組んでいきます。

- (1) 要援護者の把握と地域の見守り活動の強化
- (2) 自治会におけるネットワーク組織化の促進
- (3) 防災意識の普及（自主防災組織と連携した住民への啓発活動）
- (4) 職員への災害時の初動体制の周知と訓練の実施
- (5) 必要機材の整備

4. 防災点検10項目

うるま市社会福祉協議会役職員として、災害時の対応や要援護者の支援のため平常時から備える項目を定め、定期的の下記10項目の点検を行うとともに、防災体制の整備を図る。

- (1) 防災に関心を持ち対策をしているか。
- (2) 自分の身は自分で守る意識をもっているか。
- (3) 災害時に社協役職員として行動することを家族は知っているか。
- (4) 役職員連絡網の確認をしているか。
- (5) 召集方法とルートを確認しているか。
- (6) マニュアルを熟知し、災害時の自分の役割（担当業務）を理解しているか。
- (7) 災害時に必要な関係機関との連携、初動体制の整備をしているか。
- (8) ラジオ、懐中電灯、消火器などの防災用具の点検をしているか。
- (9) 災害時要援護者の把握と安否確認等の台帳整備を行っているか。
- (10) 普段から住民の生活課題にアンテナを張り、ネットワークづくりをしているか。

5. 災害時の職員配備体制について

役職員の緊急連絡網（別表2）を整備し、日頃からいつでも対応がとれるよう、原則下記の体制で行動する。

- (1) 配備体制は、第一配備（準備体制）と第二配備（非常体制）の2種類とする。
- (2) 配備体制
 - ① 第一配備（準備体制）

第一配備（準備体制）	
基準表	1. 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるとき 2. 市内で震度5弱を観測したとき 3. 津波注意報が発表された場合で本市がその範囲に指定されたとき 4. 台風の暴風圏が本市を通過する場合又はそのおそれがあるとき 5. その他、事務局長が必要と認めたとき

配備職員及び把握事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第一配備職員は若干名とする (事務局長、総務課、その他事務局長が必要と判断した職員) 2. 業務時間内：上記1以外の職員は通常業務 業務時間外：自宅待機 3. 把握事務：① 情報収集及び関係機関との連絡 ② 要援護者の状況確認、必要な処置 ③ その他、事務局長が必要と認める業務 4. 事務局長は、気象情報や行政機関等から得られた情報等を参考に、次長、課長と協議し、第二配備（非常体制）への移行又は第一配備の解除を行う
------------	---

※大型台風等の接近による対応

情報収集等を行い、状況に変化なく事務局長が適切と認めたときは、自宅待機とする。

② 第二配備（非常体制）

第二配備（非常体制）	
基準表	<ol style="list-style-type: none"> 1. 相当規模の災害が発生したとき 2. 市内で震度5強を観測したとき 3. その他、事務局長が必要と認めたとき
配備職員及び把握事務	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第二配備職員は、原則全職員（正職員、非常勤職員）とする <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">非常事態をとるべき災害であると確認された場合は、速やかに市社協災害対策本部を立ち上げ、勤務時間外や休日でも非常体制として原則全職員を召集する。</p> </div> 2. 業務時間内：全職員が配備につく 業務時間外：役職員は、テレビ、ラジオ等の災害情報を確認し、本人及び家族等の安全を確保した後、直ちに上記1に定める基準に従い召集場所に集合する 3. 把握事務：① 被災情報の収集及び関係機関との連絡 ② 要援護者の状況確認、避難誘導 ③ 社協災害対策本部会議の開催 ④ その他、事務局長が必要と認める業務

6. 召集場所と方法

(1) 召集場所

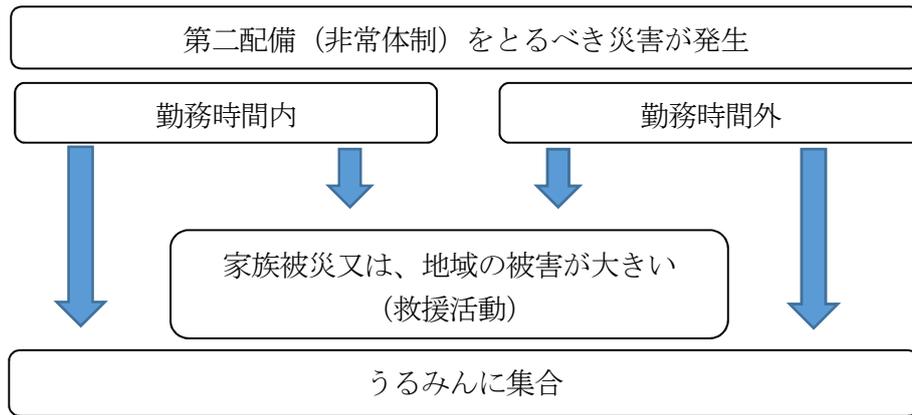
- ① 非常体制時の召集場所は、うるま市健康福祉センターうるみん（以下「うるみん」という。）とする。

非常体制がとられた場合、市社協災害対策活動に従事する。道路の寸断等でどうしてもうるみんに行けない場合は、所属課長に連絡をとった上で、指示を仰ぐ。

- ② 自宅周辺の被害が大きい場合

市社協災害対策活動より、家族又は地域での救援活動が優先されることがある。その場合には、所属課長に連絡をとった上で、家族、地域での救援活動に参加する。

- ③ 召集フロー図



(2) 召集方法

- ① 召集に際しては、基本的には各個人の通常の通勤ルートを通り、災害の状況によっては周囲の状況を確認した上で、できる限り安全なルートを選択する。
- ② 召集後は所属課長にその旨を報告し、指示あるまでは召集場所で待機する。
- ③ 召集場所へ向かう途中で要援護者の発見や救援を求められた場合、周辺の応援者に協力を求めつつ、可能であれば救援活動を行う。その際は必ず所属課長に連絡しなくてはならない。

(3) 召集時の持ち物

災害時の社協活動は初動において職員に長時間の勤務拘束が予測される。よって職員は召集に際して直ちに活動でき、なおかつ参集場所で継続して活動し続けられるように可能であれば下表の用具を持参する。

速やかな召集のため、普段から必需品を入れたリュックサックを準備する。

召集時の持ち物	
(服装)	作業着（防災活動に支障のない安全な服装）、帽子、軍手、安全靴
(その他)	着替え、タオル、携帯電話、充電器、ラジオ、懐中電灯、乾電池、飲料水、食料、筆記用具など

(4) サービス提供中に被災した場合（地活、介護保険、生きがい活動等）

利用者の安全確保を行い、家屋の状況などを確認する。所属課長に連絡し、今後の指示を受ける。

第2章 うるま市で想定される災害

1. 災害の想定

想定される災害の規模は「うるま市地域防災計画」(平成26年修正版)で定める災害規模を想定する。

(1) 想定する台風・風水害の概要

(過去に沖縄県が大規模災害を受けた3つの台風の事例をもとに想定)

最大風速	38.4 m/s	～	60.8 m/s
最大瞬間風速	61.4 m/s	～	85.3 m/s
降水量	70.7 mm	～	470.0 mm

① 想定する台風による高潮被害

石川地区、中城湾港新港地区、与勝地区東部、平安座島等の沿岸部を中心として、高潮による浸水被害が想定されている。特に中城湾港新港地区、与勝東部、平安座島で、2.0m以上の高潮浸水が想定されている。

② 想定する台風による洪水災害・土砂災害

市内には、石川川、天願川、川崎川及び屋慶名川があり、その中で、天願川については、水防法第14条により浸水想定区域として指定・公表されている。

また、土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流、地すべり)のおそれのある区域については土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域として、本市では、32箇所が指定されている。

(2) 想定する地震の概要(石川一具志川断層による地震)

具志川地区から与勝地区及び中城湾港新港地区を中心として、広い範囲で震度6強の揺れとなる。栄野比の一部において、震度7の揺れとなる区域がある。

また、石川地区、与勝地区南部、平安座島、浜比嘉島、宮城島の一部では震度6弱の揺れ伊計島、津堅島では震度5強の揺れが想定されている。

① 想定する地震による建物被害

市域では、震度6弱以上の揺れが想定される区域が広く分布している。震度6強の区域では、特に旧耐震基準の建物(昭和56年5月31日までに建築確認を受けた建物)を中心として、被害が拡大する可能性がある。想定地震による建物全壊の被害の概要は以下のとおりである。

想定被害(石川一具志川断層系地震)

揺れ		液状化	
全倒壊	半倒壊	全倒壊	半倒壊
4,603棟	7,681棟	277棟	348棟

(3) 想定する津波の概要

「沖縄県津波被害想定調査報告書(平成25年3月)による被害想定調査結果を参考に市の津波災害を想定する。

港湾部周辺を中心に津波による浸水深が5m、特に島しょ地域の湾港施設周辺では最大10mの浸水深となっており周辺地域での建物全壊が想定されている。

また、市民への直接的な被害の他、湾港施設や周辺道路等に被害を及ぼすと島しょ地域は孤立する可能性がある。

(4) 想定する石油コンビナート災害の概要

平安座島は、昭和51年7月9日政令第192号及び昭和51年7月14日通商産業省、自治体告示第1号で石油コンビナート等特別防災区域に指定されている。地震動による危険物タンク等からの可燃液体の漏洩やタンク破損による流出火災や爆発・火災が想定される。

また、人体へ影響する火災発生時の放射熱の影響距離として、流出火災でタンク中心から半径50～100m、ガスタンクの爆発による爆風圧の影響は、最大でタンク中心から50m以内の範囲に収まると想定される。

第3章 うるま市社会福祉協議会災害対策本部の設置

1. 目的

うるま市内に災害が起きたとき、うるま市災害対策本部(以下「市災害対策本部」という。)と連携し、災害要援護者の支援に迅速かつ的確に対応するため、うるま市社会福祉協議会災害対策本部(以下「市社協災害対策本部」という。)を設置する。

2. マニュアルを適用する災害について

本マニュアルを適用する可能性のある災害の種類や規模については、次のとおりとする。

災害の種類	台風、地震、津波、集中豪雨による土砂災害、風水害、その他
災害の規模	家屋の倒壊や浸水、土砂災害等による道路の寸断等により多大な人的・物的被害が出ており、住民生活に大きな支障をきたすおそれのある規模

3. 市社協災害対策本部の設置及び解散について

(1) 市社協災害対策本部の設置

- ① 市内に災害が発生し、その規模及び範囲を考慮し災害要援護者の支援に迅速かつ的確に対応する必要があるとき。
- ② 被災者ニーズに応え、一日も早い復興を被災者と共にめざす災害ボランティアセンターの設置が必要なとき。
- ③ 市社協災害対策本部はうるま市内に設置する。ただし、災害による被災等の事情により使用することができない場合又は被災地域の状況により、最も適当な場所に設置することができる。

(2) 市社協災害対策本部の解散

市社協災害対策本部は、災害対策を終了し、市社協災害対策本部による対策実施及び災害ボランティアセンター設置の必要がなくなったときは解散する。

4. 市社協災害対策本部の組織と各部の役割(別表1)

- (1) 市社協災害対策本部の本部長及び副本部長を置き、本部長は社協会長、副本部長は社協副会長をもって充てる。
- (2) 市社協災害対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長、事務局長、事務局次長、課長、係長、支所長、その他本部長が必要と認める者をもって構成し、本部長がこれを召集する。

- (3) 本部長に事故あるときは副本部長が代理を務める。特に緊急の意思決定をする場合においては、次の順位により意思決定を行うものとする。
- ① 本部長
 - ② 副本部長
 - ③ 事務局長
 - ④ 事務局次長
- (4) 市社協災害対策本部会議において協議すべき事項は、次のとおりとする。
- ① 本部の設置、解散及び本部を担当する職員の人選と役割分担
 - ② 市災害対策本部及び関係機関との連携について
 - ③ 災害要援護者の支援応急対策に関する必要な事項
 - ④ 通常業務の継続の有無と通常業務体制について
 - ⑤ 災害ボランティアセンターの設置及び閉鎖について
 - ⑥ その他本部長が必要と認める事項
- (5) 市社協災害対策本部は、次の3部局が連携して運営を行う。
- ① 総務部
総務部は、総務課長が部長を務め、主に以下の役割を担当する。
 - ア 市社協災害対策本部の運営
 - イ 特別会計の設置及び経理事務
 - ウ 報道機関等への対応
 - ② 地域福祉部
地域福祉部は、地域福祉課長が部長を務め、主に以下の役割を担当する。
 - ア 緊急小口資金の貸付
 - イ 災害ボランティアセンターの運営
 - ウ 見守り対象者の被災状況の把握
 - ③ 在宅福祉部
在宅福祉部は、在宅福祉課長が部長を務め、主に以下の役割を担当する。
 - ア 社協サービス利用者の状況把握並びに福祉救援
(※組織体制図、役割等 第4章 災害ボランティアセンター設置・運営参照)
- (6) 災害時に円滑な対応ができるよう、役職員の緊急連絡網を整備する。(別表2)

5. 沖縄県社会福祉協議会等への支援要請

市社協災害対策本部会議開催後、沖縄県社会福祉協議会に対してうるま市の被害状況や社会福祉協議会の現状などを報告し、沖縄県内社会福祉協議会災害時相互応援協定書により沖縄県社会福祉協議会を通じて県内市町村社会福祉協議会等に支援要請を行う。

第4章 災害ボランティアセンターの設置・運営

1. 目的

うるま市内に大規模災害が発生した場合、災害復興支援のため、駆けつけることが予想されるボランティアに対して、円滑な受け入れ及び被災者の立場に立った活用を行うことを目的にうるま市社会福祉協議会災害ボランティアセンター（以下「災害ボランティアセンター」という）を設置する。

災害ボランティアセンターの運営は、うるま市社会福祉協議会が主体となり、市災害対策本部、沖縄県社会福祉協議会と連携し、市内の自治会長、民生委員・児童委員、地域住民、ボランティア登録者、福祉保健施設団体、NPO、市外の支援者、その他関係機関の協力と参加を得て行う。

2. 災害ボランティアセンターの設置

災害ボランティアセンターは、市災害対策本部が設置され、行政だけでは十分な対応が困難で、災害ボランティアの受け入れが必要と判断された場合、又はそのおそれがあると判断した場合に設置する。

災害ボランティアセンターの活動対象とする範囲は災害発生後に生じる応急対応等で、風水害の場合は数週間から1か月、地震の場合は1か月から3か月程度の設置を原則とする。

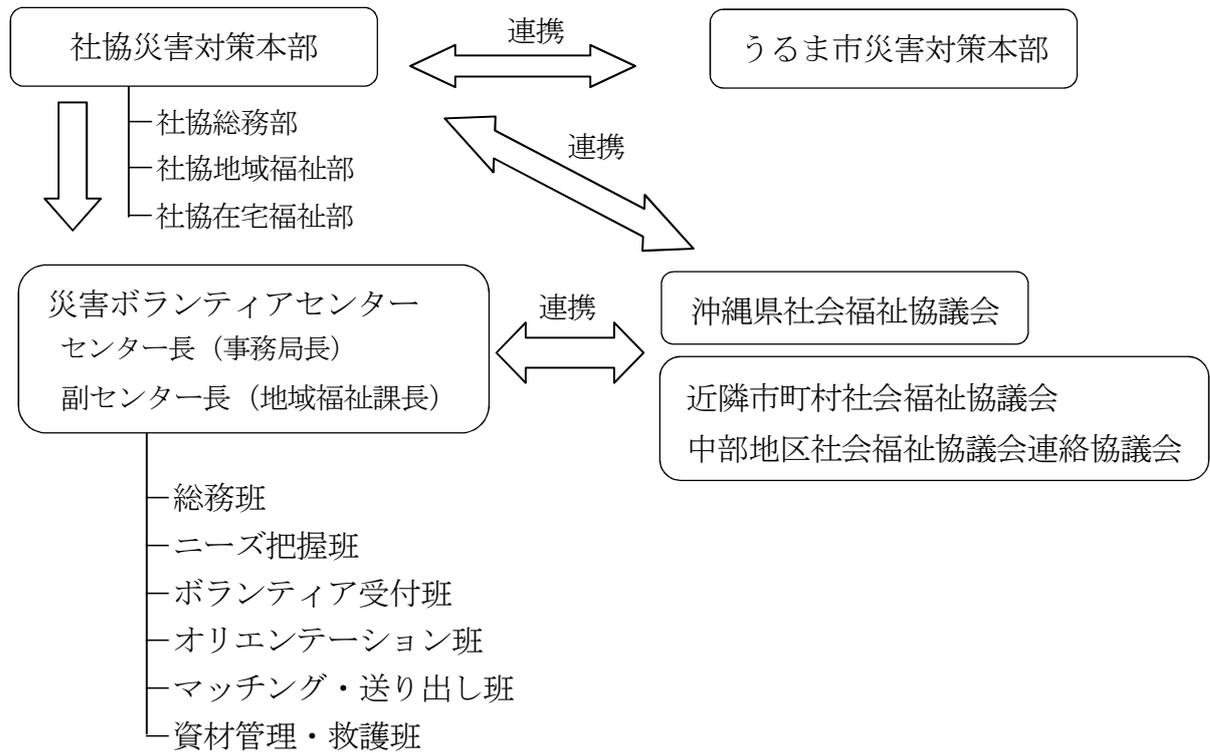
3. 設置場所

災害ボランティアセンターは、うるま市内に設置する。ただし、災害による被災等の事情により使用することができない場合又は被災地域の状況により、最も適当な場所に設置することができる。

4. 災害ボランティアセンターの組織

- (1) 災害ボランティアセンターにセンター長及び副センター長を置き、センター長は事務局長、副センター長は地域福祉課長をもって充てる。
- (2) センター長に事故あるときは、副センター長が代理を務める。
- (3) センター長は、災害ボランティアセンター全体を管理運営及び統括を行う。
- (4) 災害ボランティアセンターは、下記の6班が連携して運営を行う。
 - ① 総務班
 - ② ニーズ把握班
 - ③ ボランティア受付班
 - ④ オリエンテーション班
 - ⑤ マッチング・送り出し班
 - ⑥ 資材管理・救護班
- (5) 上記の6班の役割は次のとおりとする。ただし、諸事情等により体制が維持できない場合は、実情に応じ班の新設又は統廃合などを行う。

[災害ボランティアセンターの組織体制図]



5. 災害ボランティアセンター各班の役割

班 名	役 割
総務班	① 災害ボランティアセンターの運営管理及び総合調整 ② マスコミ対応等、ホームページ等情報発信及び収集 ③ 関係機関等との連絡調整 ④ 各班担当者の勤務管理（健康管理） ⑤ 災害ボランティアセンターで必要な備品等の購入 ⑥ ボランティア活動希望者の募集
ニーズ把握班	① 被災者からの依頼の受付と聞き取り及びニーズ表の作成 ② ボランティア希望者の問い合わせ対応 ③ 目的地の確認、現場までの地図作成 ④ 被害状況の確認、ニーズの現地調査 ⑤ 依頼者への連絡
ボランティア受付班	① ボランティアの受付 ② ボランティア保険の加入
オリエンテーション班	① 活動の概要説明 ② 活動上の注意事項説明等

マッチング・送り出し班	<ul style="list-style-type: none"> ① ニーズの説明 ② ボランティアとニーズのマッチング ③ 編成したグループでのリーダーの選出 ④ 現場までの地図の配布 ⑤ 車両調整及び活動場所への送迎 ⑥ 送迎件数の集計 ⑦ 活動後の活動報告の聴き取りと活動報告書の作成 ⑧ 活動件数の集計
資材管理・救護班	<ul style="list-style-type: none"> ① 活動資材の受け入れ及び管理 ② 活動者への資材の貸出 ③ 資材洗い場の設置 ④ 資材返却確認とメンテナンス ⑤ 資材貸出数と返却数の集計 ⑥ 手洗い、うがい場所の設置と運営 ⑦ 水、塩飴の配布 ⑧ 車両管理 ⑨ 救護所の設置と応急手当 ⑩ 救護所使用者の集計

6. 災害ボランティアセンターの運営

災害ボランティアセンターの運営は、本会職員のみではなく地域のボランティアや他地域の社会福祉協議会、市災害対策本部など多様な機関・団体から応援を受けることが想定される。

このような状況下では、スタッフの申し送り事項の伝達や情報共有が困難になりがちである。災害ボランティアセンターの運営を円滑に進めていくために下記の会議を開催し、多様な機関・団体から参加するスタッフ間の情報共有と共通認識づくりに努める。

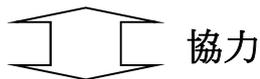
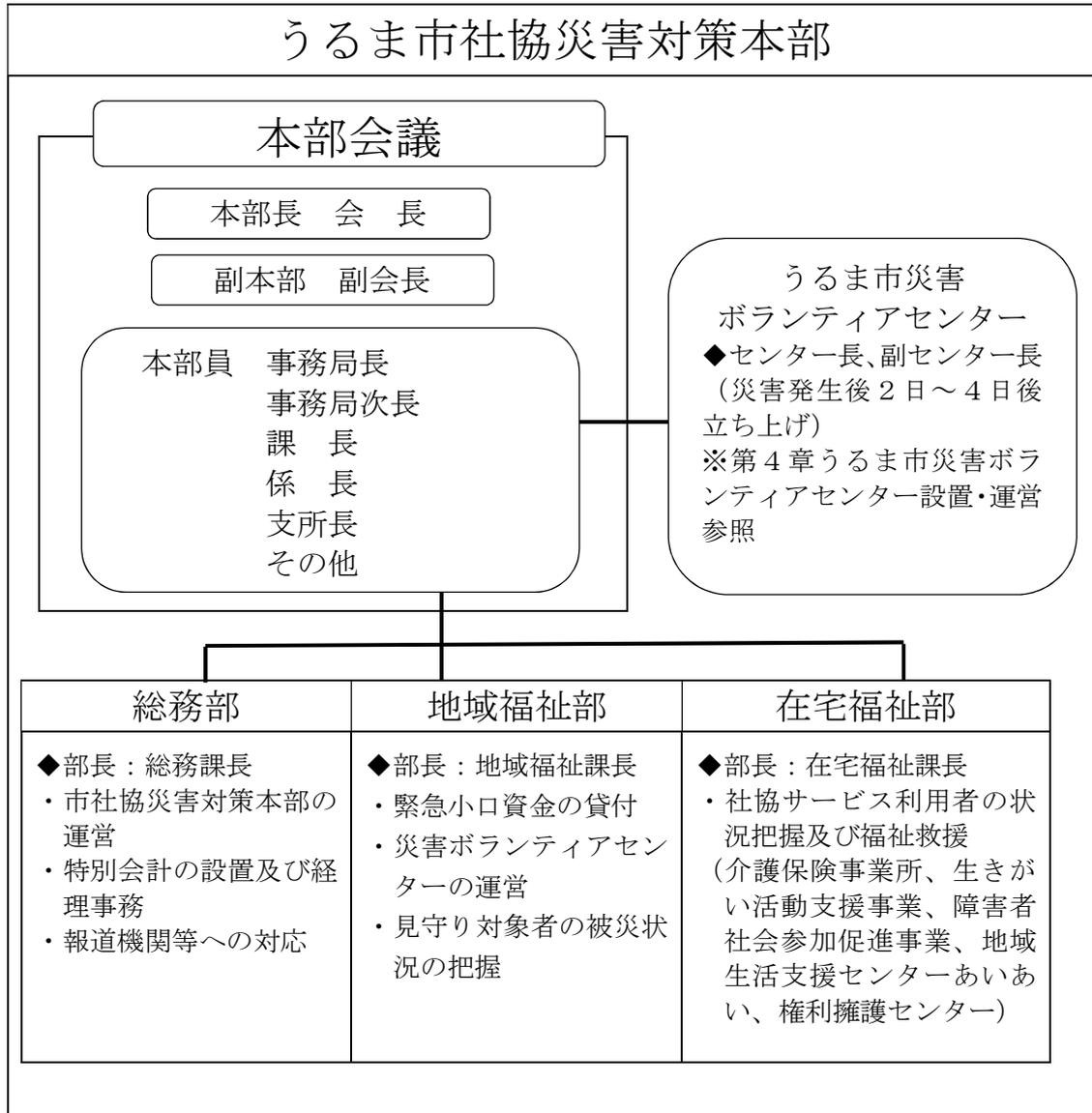
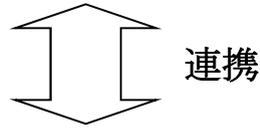
想定される会議とその内容

会議の種類	参加者	協議内容
市社協 災害対策本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本部長 ・副本部長 ・事務局長 ・事務局次長 ・課長 ・係長 ・支所長 ・運営支援者等外部から派遣されたスタッフの代表者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・重大な判断を伴う事柄について協議を行う。 ・災害ボランティアセンターの設置、拡大・縮小及び閉鎖に関すること ・その他

災害ボランティアセンター運営会議	<ul style="list-style-type: none"> ・センター長 ・副センター長 ・各班の責任者 ・運営支援者等外部から派遣されたスタッフの代表者等 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの運営に関すること ・各班の現状及び課題等についての情報共有 (会議の決定事項は随時、センター長に報告する)
班会議	<ul style="list-style-type: none"> ・各班のスタッフ 	<ul style="list-style-type: none"> ・班の運営に関すること ・班の現状及び課題について共有し対応策を検討する
全体会議	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの全スタッフ 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンターの現状について報告を行い、全スタッフの共通認識を図る。

(別表 1)

うるま市災害対策本部



地域支援者

自治会長、民生委員・児童委員、見守り支援組織、地域住民、ボランティア登録者、福祉保健施設団体（NPO団体含む）、市内外の支援者など

(別表 2)

役職員の緊急連絡網

